



## 分野3 配慮を要する子どもへの支援

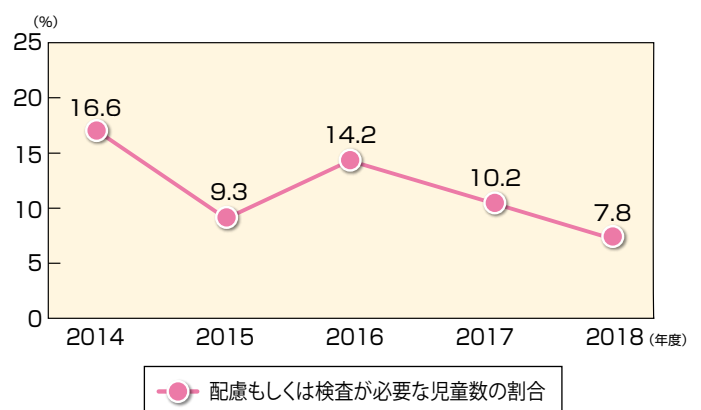
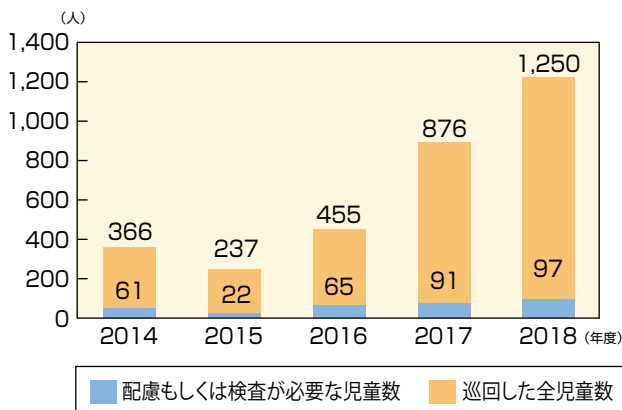
### 目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

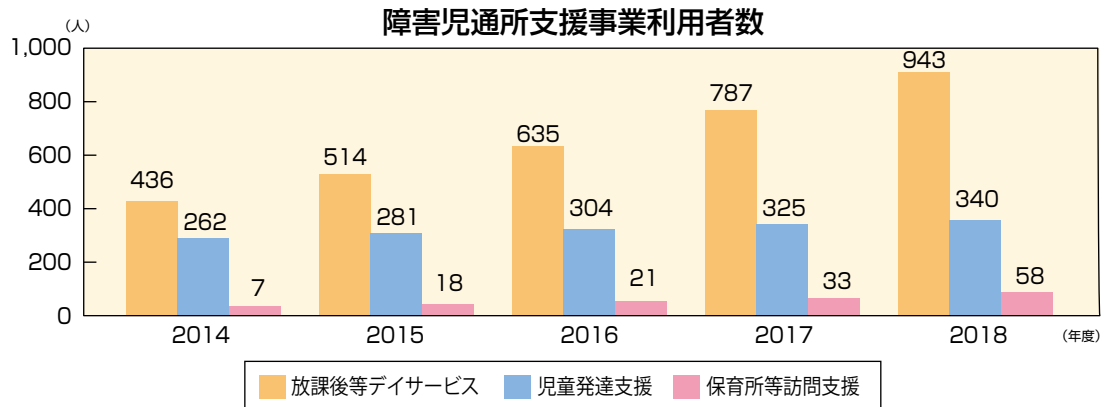
#### 基本施策① 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援

##### 現状

- 身体障害者手帳\*所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳\*、精神障害者保健福祉手帳\*所持者数は年々増加しています。また、1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の遅れや偏りの可能性があると思われる子どもが増加しており、相談の件数や支援が必要なケースが増えています。
- 発達障がい児巡回専門員派遣事業で幼稚園や保育所、認定こども園等を巡回した専門員が、配慮もしくは専門機関での検査が必要と判断した子どもの割合は2016（平成28）年度は14.2%、2017（平成29）年度は10.2%、2018（平成30）年度は7.8%です。
- 障害児通所支援事業の利用者数は、2017（平成29）年度は放課後等デイサービスが787人、児童発達支援が325人、保育所等訪問支援が33人、2018（平成30）年度は放課後等デイサービスが943人、児童発達支援が340人、保育所等訪問支援が58人、利用者数は年々増加しています。
- 発達に支援が必要な子どもに対して、作業療法士や保育士等の専門職員が療育指導や相談に応じる、巡回相談や療育相談等を行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。
- 近年、幼児教育・保育施設において発達障がいの可能性がある子どもや医療的ケア\*を必要とする子ども、また、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難がある子どもや家庭への支援が求められています。

発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況





**課題**

- 障がいのある子どもとその保護者が、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまうことがないように、障がいの早期発見・早期対応や地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようサポートすることが必要です。
- 生まれながらの特性や障がい、多様な育ちの中で発達に課題のある子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期を通じて、切れ目なく一貫した、総合的な支援ができるよう、関係機関が相互に連携し、支援を行っていくことが必要です。
- 手帳取得者\*や、成長の過程で発達の遅れや偏りが発見され、療育支援が必要とされる子どもが増えている一方、障害児通所支援事業所には限りがあり、すぐには支援につながらないこともあるため、地域療育等支援事業で保護者の障がいの受容や適切な支援、方向性をつくる必要があります。  
\*手帳取得者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得者
- 集団生活の中で子どもの障がいが見え始めることから、集団生活の場における支援が必要です。
- 幼児教育・保育施設においては、配慮を必要とする子どもとその保護者に適切な支援や助言が行えるよう、保育の質やスキル向上が求められています。



## 主な事業・取組

### ①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援（※C）

- 関係機関と連携し、発達の遅れや偏りの可能性がある乳幼児を対象に、専門職員による巡回相談や療育相談等を行い、地域生活への支援につなげます。また、在宅の障がいのある子どもの地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅の障がいのある子どもに対して療育指導、相談を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害児通所支援につなげます。
- 関係機関との会議や研修会等をもち、相互理解を促進するとともに、一貫した支援と地域療育等の支援の充実が図れるようにします。

### ②にこにこルームでの支援の充実（※C）

ことばや発達に不安のある、おおむね1歳6か月から就学前までの子どもとその保護者を対象に、親子で通所してもらい、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。

### ③幼児教育・保育施設での支援の充実（※C）

- 障がいのある子どもを対象に保育所等での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた特別支援保育を行います。
- 市立保育所等における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を図ります。
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもが集団生活に適應できるよう、計画的な指導内容や指導方法を工夫します。

### ④放課後等デイサービス（※C）

在学中の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、授業の終了後及び学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進するための支援を行います。

また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

### ⑤児童発達支援（※C）

就学前の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練などの支援を行います。

また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

### ⑥保育所等訪問支援（※C）

保育所等を利用している障がいのある子どもや療育を必要とする子どもに対して、施設を訪問し、集団生活に適應できるよう専門的な支援等を行います。

### ⑦居宅訪問型児童発達支援（※C）

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

### ⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業（※C）

臨床心理士等の専門職で、発達障がいに関する知識及び経験を有する者が、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を訪問し、施設の保育士等職員や保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行います。

### ⑨特別支援教育の推進（※C）

- 特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含めさまざまな障がいのある子どもに対する専門的・実践的な指導力の向上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実に努めます。
- 次年度就学予定の障がいのある子どもの保護者等を対象に、特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりの子どもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。
- 学校内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮\*を図り、児童生徒の教育機会を保障します。
- 大分市相談支援ファイル「つながり」\*の活用により、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有しながら、それぞれが適切な支援を行うとともに、生涯にわたる継続的な支援に役立てます。







〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援	療育相談件数	2,305件	増加
②にこにこルームでの支援の充実	療育機関や教育機関につなげた割合	86.2%	100%
③幼児教育・保育施設での支援の充実	特別支援保育を実施している保育所等の数	51園	54園
	医療的ケアが必要で、市立保育所等の入所を希望する子どもの受け入れ割合	—	100%
④放課後等デイサービス	利用児童数	943人	増加
⑤児童発達支援	利用児童数	340人	増加
⑥保育所等訪問支援	利用児童数	58人	増加
⑦居宅訪問型児童発達支援	対象者で、サービスを希望する子どもの受け入れ割合	—	100%
⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員実施率	100%	100%
⑨特別支援教育の推進	大分市相談支援ファイル「つながり」の配布数(累積)	2,121冊	4,500冊

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
療育支援を必要とする子どもとその保護者への支援に満足している保護者の割合	100%	100%

## 基本施策② ひとり親家庭の自立支援

### 現状

- ひとり親世帯の世帯収入は、全世帯の平均収入に比べ低い場合が多く、国の調査では、ひとり親世帯の半数が貧困の状況にあるとの結果が出ています。とりわけ、その大半を占める母子世帯の収入は、父子世帯の半分程度に留まり、雇用形態についても正規職員の比率は母子世帯が父子世帯に比べて極めて低く、全国的な課題となっています。

### 課題

- 平均所得が低いひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要です。
- 2018(平成30)年8月に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、就職支援の充実が重要と回答したひとり親世帯は、約3割となっており、正規就労や転職のための支援施策について、さらなる充実を図るとともに周知と利用の促進を図る必要があります。

## 主な事業・取組

### ①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進(※C)

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の個々の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。また、大分就労支援コーナーと緊密に連携するなど、きめ細かな支援を行います。
- ひとり親家庭支援プラザにおいて、利用しやすい毎週土曜日に母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、参加しやすい時間帯に資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援するなど、ひとり親家庭への支援施策の推進に努めます。
- 母子生活支援施設(しらゆりハウス)において、生活全般の相談に応じるとともに関係機関と連携し、入所者の生活の安定を図る中で就労に向けての支援を行い、早期の自立を図ります。
- さまざまな施策や制度がある中、相談窓口での情報提供の充実にも努め、周知を進めるとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。
- 「大分市子どもの生活実態調査」によると、母子家庭の親は、非正規雇用の割合が高くなっており、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことが伺えます。また、父子家庭においても同様の困難を抱える家庭もあるため、資格取得につながる高等職業訓練促進給付金事業の利用促進を図ります。

### ②自立促進のための経済的支援

- ひとり親家庭の親と子や、父母のいない子どもに対し、医療費の助成制度を周知して利用促進に努め、対象世帯への経済的負担の軽減を図ります。
- 母子家庭や父子家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①ひとり親家庭等の 就業及び生活支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センター事業 による自立支援プログラム策定人数	53人	増加
	高等職業訓練促進 給付金新規受給者数	22人	増加
②自立促進のための 経済的支援	ひとり親家庭の親等 医療証交付未申請件数	64件	減少

〈成果指標〉

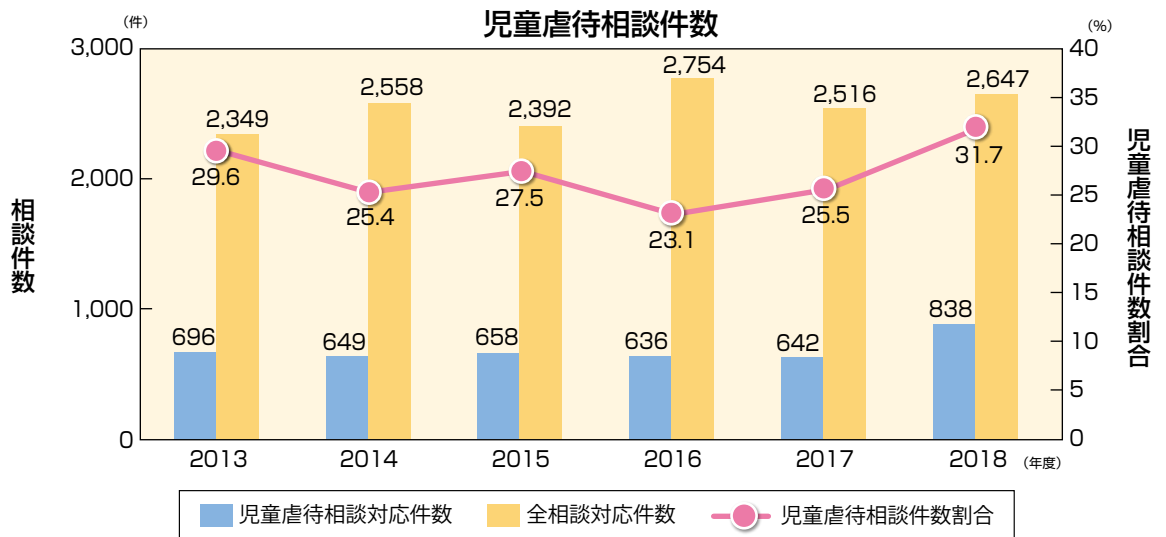
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加



## 基本施策③ 児童虐待の早期発見と対応の強化

### 現状

- 児童虐待相談対応件数は、2018（平成30）年度は838件と、子どもに関する全相談対応件数の約3割を占めており、2013（平成25）年度の696件から150件ほど増加しています。
- 核家族化や近隣住民との関係の希薄化、家庭や地域における子育て機能の低下等、養育環境が変化するなか、その内容は深刻化、複雑化しています。
- 全国的な児童虐待相談の対応件数の増加や相次ぐ深刻な虐待事案等を踏まえ、国において、児童虐待防止対策の一つとして、中核市に対し児童相談所設置を求める動きが促進されています。



### 課題

- 子ども家庭総合支援拠点\*である大分市子ども家庭支援センター\*を中心として、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努める必要があります。
- 深刻化・複雑化する虐待事案へ対応する体制や専門性のさらなる強化が必要です。

## 主な事業・取組

### ① 要保護児童対策地域協議会の充実・強化（※C）

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「大分市要保護児童対策地域協議会\*」を中心とした関係機関の取組の充実や相互の連携・強化を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）\*」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。





②養育支援訪問事業（※B-10）

乳児家庭全戸訪問事業等により養育について支援することが必要と判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助や保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

③関係機関との連携・強化（※C）

保健、福祉、教育などの関係課が連携するとともに、「大分市児童虐待問題等特別対策チーム\*」の推進を図り、児童虐待の早期発見・早期対応の強化を図ります。また、保護や支援を要する子どもに適切に対応するため、大分県中央児童相談所\*との連携・協力体制の強化を図ります。

④児童虐待防止のための広報・啓発（※C）

「子ども虐待対応の手引き」「相談窓口周知用カード・子ども向け相談窓口周知用カード」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や地域関係者に向け、児童虐待防止や虐待に関する通告義務の徹底についての広報・啓発活動に取り組みます。

⑤児童相談所設置の検討

全国的に児童虐待に関する痛ましい事件が後を絶たず、大きな社会問題となるなか、中核市が児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した対応が可能となり、基礎自治体として身近な社会資源の活用に基づく児童福祉施策の展開が期待されていることから、本市においても、児童相談所の設置について、課題整理を含め、検討を進めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①要保護児童対策 地域協議会の充実・強化	個別事例検討会議の開催回数	220回	増加
②養育支援訪問事業	訪問回数	ヘルパー派遣 10世帯(延べ122回) 専門職員派遣 92世帯(延べ316回)	増加
③関係機関との連携・強化	教育センターや保健所との 連絡会開催回数	—	6回
④児童虐待防止のための 広報・啓発	相談窓口周知用カードの 配布先施設等の数	424か所	440か所

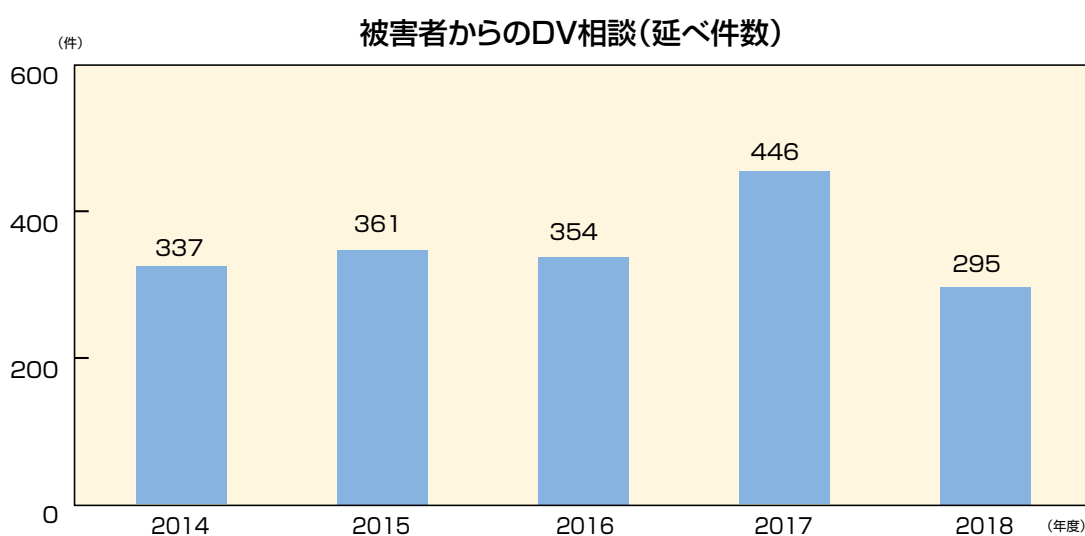
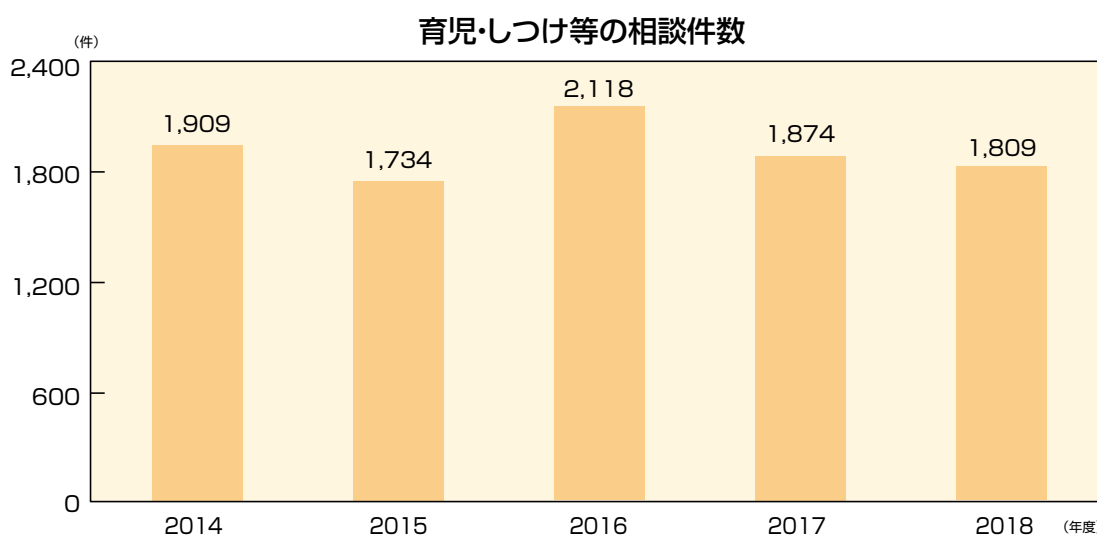
〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
児童虐待相談のうち、重症度の高い相談の割合	2.0%	減少

## 基本施策④ 相談体制の充実

### 現状

- 児童虐待相談以外の育児やしつけ、性格行動等、子どもに関する相談件数は、2014（平成26）年度は1,909件でしたが、2018（平成30）年度は1,809件となっています。
- 配偶者等からの暴力（以下、DV\*という）に関する被害者からの相談件数は、2014（平成26）年度は延べ337件でしたが、2018（平成30）年度は延べ295件となっています。



### 課題

- 複雑化・多様化する子どもに関する相談やDVに関する相談に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。また、子どもに関する相談やDVの被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。



主な事業・取組

①子どもに関する相談体制の充実

育児や性格行動など、子どもに関する市民に身近な相談窓口として、中央・東部・西部の市内3か所に「子ども家庭支援センター」を設置しています。複雑化・多様化する子どもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。また、相談内容に応じて、学校や幼児教育・保育施設等との連携を図るとともに、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援につなげます。

②DVに関する相談・支援体制の充実

DVの中でも、子どもの見ている前で配偶者やパートナーに暴力をふるう「面前DV」は心理的虐待に当たり、子どもの心に深刻な傷を与えることから、中央子ども家庭支援センター内にDV相談担当を配置し、相談・支援を行っています。また、婦人相談所\*等関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の安全確保のために有効な「保護命令制度\*」利用の援助等を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,809件	増加
②DVに関する相談・支援体制の充実	DVについて正しく認知している人の割合(相談者)	25% (2019 (R1) .6時点)	増加

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、育児に関する相談先がないと答えた人の割合	4.7%	減少

## 目標8 子どもの貧困対策の充実

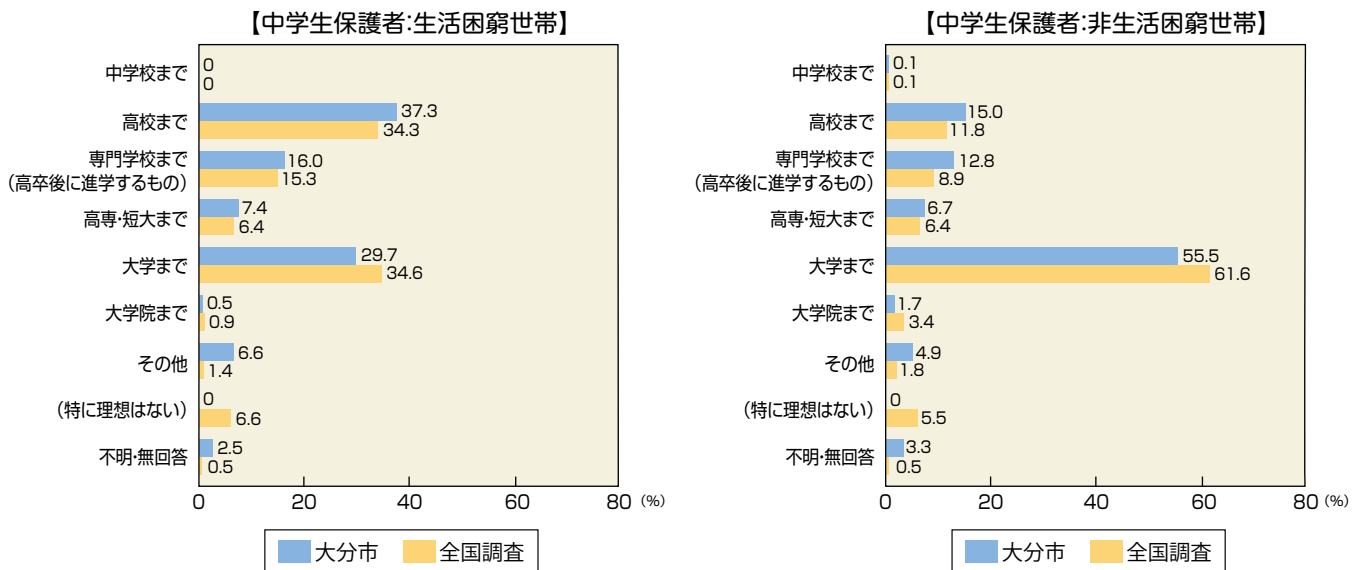
### 基本施策① 生活困窮世帯の保護者への支援の充実

※2018(平成30)年8月に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では以下の状況が明らかになっています。  
 (調査対象:5歳・小学校5年生・中学校2年生の保護者及び小学校5年生・中学校2年生の児童生徒(義務教育学校についても年齢区分に応じて調査対象に含んでいます。))

#### 現状

- 生活困窮世帯\*では、食料や衣料、家賃をはじめ、電気やガス、水道などの公共料金といった生活の基盤となる衣食住に関するものへの支払いや、子どもが学校へ通ううえで必要となる文房具や学習参考書の購入、給食費や教材費などの支払いが、困難だったという経験をしています。
- 生活困窮世帯では、ひとり親世帯の割合が高くなっています。なかでも母子世帯では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が5割を超えており、母親のみの収入で生計を維持することが困難な状況が伺えます。
- 初めて親となった年齢が、10代～20代前半(～23歳)の世帯では、生活に困窮している割合が高くなっています。
- 子どもの医療費や就学に係る費用などへの経済的支援の充実を求めている世帯の割合が高く、生活困窮世帯では住宅に関する支援を求めている割合が非生活困窮世帯よりも特になくなっています。

#### お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか



出典：2018(H30)「大分市子どもの生活実態調査」





## 課題

- 生活困窮世帯の中でもひとり親世帯は、周囲との関わりが薄くなる傾向があり、気軽に相談できる相手が少ないことから、気軽に相談できる支援体制の整備が求められています。
- 家族の介護や育児、病気・障がい等のため働きたくても働けない状況にあることで生活困窮となっていることもあり、保護者が働ける環境の整備や就労支援の充実が求められています。
- 生活困窮世帯では、初めて親になった年齢が若い人の割合が高く、また、年齢が若くなるほど妊娠に喜びを感じる割合が低くなる傾向があるため、安心して妊娠・出産が迎えられよう、妊娠期からの適切な支援が必要です。
- 子どもの医療費や就学にかかる費用などの軽減が重要と考える人の割合が高くなっており、経済的支援の充実が求められています。

## 主な事業・取組

## ①ひとり親家庭に対する就業・自立支援

ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行います。また、養成機関での修業期間に生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金事業」の周知を図るなど、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

## ②スクールソーシャルワーカーによる支援

全小中学校及び義務教育学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、子どもの背景にある貧困の状況を把握し、保護者と関係機関をつなぐなど連携を図りながら支援を行います。

## ③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施

核家族化や少子化の進行に伴い、一人で育児不安を抱える保護者が増加していることや、若年妊婦に生活困窮者が多いことから、妊娠届出時にすべての妊婦に保健指導を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。

## ④経済的支援の充実

ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、幼稚園や保育所、認定こども園等で日用品、文房具等の購入に要する費用や、食事の提供に要する費用について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」を行います。また、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与または給付する奨学助成事業等の経済的支援に取り組みます。

### 〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①ひとり親家庭に対する 就業・自立支援	母子家庭等就業・自立支援 センター事業による自立支援 プログラム策定人数	53人	増加
	高等職業訓練促進給付金新規 受給者数	22人	増加
②スクールソーシャル ワーカーによる支援	関係機関へつなぐなど、貧困の状況 の改善が見られた家庭の割合	68.2%	増加
③妊娠・出産・育児に関する 保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導実施率	95.4%	100%

### 〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加
子育てに関するアンケートにおいて、 子育てについて相談する相手がいないと答えた人の割合	4.7%	減少

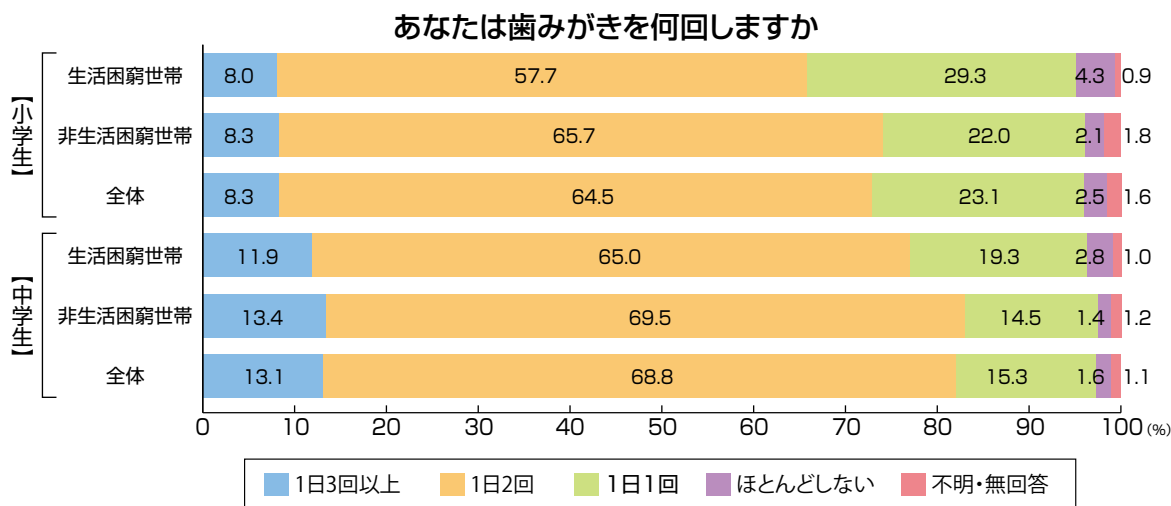




## 基本施策② 生活困窮世帯の子どもへの支援の充実

### 現状

- 生活困窮世帯では、どの学校まで進学したいと思うかについて、非生活困窮世帯と比較すると「高校まで」と希望する割合が高く、「大学まで」を希望する割合が低くなっています。
- 塾や習い事をしている子どもの割合や、子どもの年齢に応じた本の購入、家族旅行等をする世帯の割合などで、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっており、さまざまな体験が不足している状況が伺えます。
- 子どもの生活実態について、朝ごはんを「毎日食べる」や歯みがきの回数が「1日2回以上」など、基本的な生活習慣が身についている子どもの割合が、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっています。



### 課題

- 将来の進学希望について、「大学まで」を選択することが必ずしも積極的な進路選択とは言えないものの、子どもの学習意欲が家庭の状況に左右されないように、学習支援や多様な体験の機会を創出するなどの支援が求められています。
- 生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比較して基本的な生活習慣が身についていない割合が高いことから、小さい頃から基本的な生活習慣を確立するための支援が必要となっています。

## 主な事業・取組

### ①子どもの学習支援事業の推進

所得格差と教育格差との関連が指摘される中、家庭環境に左右されず、子どもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力の向上を支援します。

## ②学力の定着・向上

大分っ子学習力向上推進事業や大分っ子基礎学力アップ推進事業を通じ、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

## ③多様な体験活動の機会の提供

子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」を行う団体を支援することにより、地域の力を生かしながら子どもの健全な育成を図ります。また、地域の団体等が、それぞれの経験を生かして、子どもの体験活動を中核とした事業に取り組む「おおいたふれあい学びの広場推進事業」を推進します。

## ④乳幼児期における食育の推進

朝食の大切さを知ったり、望ましい食習慣を身につけさせたりすることができるよう、保護者に対して食育に関する講習会を行い、三食規則正しく食べる幼児を増やします。

### 〈個別事業の指標〉

事業名	指 標		2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数		6,523人	7,500人
②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる 児童生徒の割合	小学校	81.5%	85.0%
		中学校	63.8%	75.0%
③多様な体験活動の機会の提供	子どもの居場所づくりに関するネットワークへの参加団体数		—	13団体
④乳幼児期における食育の推進	食育に関する講習会の開催回数		156回	160回

※小学校は小学校6年生（義務教育学校の第6学年を含む）、中学校は中学校3年生（義務教育学校の第9学年を含む）が対象です。

### 〈成果指標〉

指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
高校進学率 ・生活保護世帯に属する子ども	92%	98%
大学等進学率※ ・生活保護世帯に属する子ども	25%	33%
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%
三食規則正しく食べている3歳児の割合	95.6%	100%

※大学等進学率…進学準備給付金の支給対象施設である、4年制大学、短期大学、専門学校等への進学率を指します。

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。